

陳 情 文 書 表	
陳 情 第 7 号	平成13年3月12日 受理
件 名	議場に国旗「日の丸」を掲揚することを求める陳情
陳 情 者	厚木市栄町1-2-2 岡 樹 延
付託委員会	議会運営委員会

《陳情の趣旨》

明治3年、日本政府は太政官布告57号によって、日本国船に掲げる御国旗は「日の丸」であると広く世界に布告いたしました。以後、今日に至るまで「日の丸」は日本国の国旗としての役割を果たしてまいりました。

昭和21年11月3日に公布された現行日本国憲法には国旗、国歌に対する条文が明文化されていなかったため、「日の丸は国旗ではない」とする一部の国民の考え方が教育現場等を通じて国民に浸透したために「日の丸」は慣習法としての位置付けがなされておりました。

そのために「日の丸は国旗ではない」あるいは「国旗は日の丸」とする混乱が続いたものでありますが、政府もこの国旗論争に終止符を打つべく、第145通常国会において国旗・国歌法案を提出、賛成多数で可決され、国旗は「日の丸」国歌は「君が代」として制定されました。

国旗「日の丸」につきましては、日の丸の旗の中央の赤丸は万物を育てる太陽を表し、その赤色は真心と勇気を、その円形は円満さを示し、その周囲の白地は清浄と永遠の平和を表しており、限りない太陽の恩恵を尊びながら、何人も心正しく赤誠を旨として、清浄無垢にして円満、平和でありたいという願いと、太陽を尊ぶ日出ずる国たる日本民族の心意気が見事に統合され、実によく調和しております。

議場は行政執行部より提出された各種案件を市民の代表者たる議員が慎重審議する神聖なる場所であります。議場に国旗「日の丸」を掲揚する意義は、議員、行政執行部各位が国旗「日の丸」を仰ぎ見ることによって国家・国民